

# 公益社団法人四谷法人会

## 内部管理体制の整備に関する基本方針

(平成25年9月12日理事会決議)

### 1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)公益社団法人四谷法人会(以下「この法人」という。)の理事及び職員は、法令や規程類を遵守し、民による公益の増進という社会からの負託に応えていくため、理事と職員がとるべき行動の規範を示した倫理規程を定め、周知徹底を図ります。
- (2)理事は、定例理事会及び臨時理事会において、他の理事の職務執行を監督します。
- (3)理事は、法令や規程類の違反に関する重大な事実を発見した場合、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告します。
- (4)理事は、理事会その他の重要な会議において、法令や規程類に関する事項を検討するとともに、その改善と運用に努めます。
- (5)理事は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報体制を整備し、これを運用します。

### 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)理事会や役員会の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類等、理事の職務の執行に関する文書の保存及び管理を適切に行うため、文書管理規程を定め、これを運用します。
- (2)情報管理については、この法人が定める基本方針や諸規程に基づき、適切に対応します。
- (3)個人情報の保護については、個人情報管理規程を定め、保有する個人情報を厳重に管理し、個人の権利利益を保護します。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)この法人は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、法人の運営上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、リスク管理規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行います。
- (2)事業運営に係るリスクは、権限の範囲で分析や予防策の検討を行い、把握されたリスクは、対応方針と対策を決定し、継続的に検証を実施します。
- (3)この法人は、緊急事態が発生し法人の運営に支障が生じる場合又はその恐れがある場合には、リスク管理規程に従い、必要に応じて緊急事態対策室を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行います。
- (4)首都直下地震又はそれに類する事態の発生に備え、首都直下地震等対策に関する内規を定め、危機管理の体制整備に努めます。

### 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)定款及び理事会運営規則に基づき理事会を開催、運営するほか、必要に応じて臨時理事会を開催します。理事会では、会長が作成する各年度の事業計画及び収支予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行います。
- (2)理事は、理事会で承認した事業計画に則り、具体的な施策を実行します。

- (3)迅速な意思決定を行うため、正副会長会及び常任理事会を理事会毎に交互に開催し、職務執行に関する重要事項について審議を行い、事前の情報共有を推進します。
- (4)職務執行の効率化を推進するため、理事の職務権限規程に基づき、適切に権限を委譲します。
- (5)委員会、支部、部会の事業運営については、理事会における予算管理や執行理事からの報告により、適切に検討を行います。

## **5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- (1)職員は、この法人に培われた公益法人の職員としてのあるべき姿を目標に、コンプライアンス意識を高く持ち、信頼される職場づくりに努めます。
- (2)職員は、倫理規程に基づき、倫理観をもって事業運営にあたります。
- (3)職員に対しては、コンプライアンス意識の醸成を図るため、研修機会を多く与え、必要な施策を実施します。
- (4)職員に対しては、法令や規程類の違反を発見した場合、直接情報提供が行える仕組みを構築します。
- (5)内部統制の実効性を高めるため規程類の整備と適正な運用を推進します。
- (6)業務の有効性や効率性、財務情報の信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全等に係る内部統制の有効性を担保できるよう努め、また、重要な不備については理事会や監事に報告するとともに、各部署に対して是正措置を指示します。

## **6. 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監事監査の対象テーマに関し、事務局は資料収集等を行い、監事監査の効率的な実施を支援します。

## **7. 前項の使用人の理事からの独立性に関する事項**

支援を行う職員は、監事から直接指示を受けることにより、理事からの独立性を確保します。

## **8. 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制**

- (1)理事と職員は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は重大な法令や定款に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監事に速やかに報告を行います。
- (2)理事と職員は、監事の求めに応じて、随時職務の執行状況等の報告を行います。

## **9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1)監事は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、理事と職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができ、報告を求められた理事と職員はその求めに応じて速やかに報告を行います。
- (2)監事は、理事会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧します。